

地域の事業者の脱炭素化支援等事業プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

地域の事業者の脱炭素化支援等事業

(2) 目的

地球温暖化防止活動推進法等が改正され、地域地球温暖化防止活動推進センターには「事業者、特に中小事業者による脱炭素経営の取組促進のための支援等の実施」が求められている。

本業務は、新潟県が策定した脱炭素に関する戦略や計画等を踏まえ、地域再生可能エネルギー等を最大限活用しつつ、県内の主な業種の中小事業者に適した脱炭素に向けた取組メニューを作成し、事業者の取組を支援するものである。

(3) 委託業務の内容

別紙1「地域の事業者の脱炭素化支援等事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

本プロポーザルは、環境省補助事業の交付決定を前提とした準備行為として実施するものであり、当該補助事業が事業計画どおり交付決定とならなかった場合には、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害を与えることがあっても、公益財団法人新潟県環境保全事業団（以下、「事業団」という）ではその損害の責めは負わないものとする。

2 見積限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

新潟県内に本社、支社又は営業所を有する事業者であって、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (7) 地方自治体が実施する脱炭素化の取組を促進する支援業務又は環境若しくは再生可能エネルギーに関する計画策定業務を受託し、適切に業務を履行した実績を有していること。

4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 提出書類

ア 別紙2「参加申込書」

イ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないことを証する書類

(2) 提出について

申込期限：令和4年5月16日（月）正午必着

申込先：問合せ先に同じ

申込方法：電話連絡の上、電子メール又はファックス

※電子メールの場合は、件名を「地域の事業者の脱炭素化支援等事業参加申込み」とすること。

(3) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和4年5月18日（水）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで送信する。

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

提出書類：別紙3「質問書」

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：電話連絡の上、電子メール又はファックス

※電話での質問は受け付けない。

※電子メールの場合は、件名を「地域の事業者の脱炭素化支援等事業プロポーザル質問」とすること。

提出期限：令和4年5月19日（木）正午必着

(2) 質問の回答

令和4年5月23日（月）までに上記4により申込みのあった全参加者に対して、電子メールにて回答を送付する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 提案書の作成要領

(1) 提出資料

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(ア) 委託仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 企画概要
- ② 企画内容（仕様書「3 委託業務内容」の項目ごとに詳細について記載）
- ③ 実施スケジュール
- ④ 実施体制
- ⑤ 会社概要

- (イ) 提案書は、A4判横、横書き、左綴じ1箇所ホチキス止めとし、表紙に「地域の事業者の脱炭素化支援等事業業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。
- (ウ) できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。
- (エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (カ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 別紙4「類似業務実績一覧表」 6部（正本1部、副本5部）

ウ 見積書 6部（正本1部、副本5部）

- (ア) 消費税、地方消費税及び現地諸税等を含め記載すること。
- (イ) 企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出期限等

期限：令和4年5月30日（月）正午（時間厳守）

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送により提出するものとする。（郵送の場合は提出期限必着）

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

(2) に定める審査基準に基づき、事業団が設置する審査委員会において、提出された提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては、別表1の審査基準により評価する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに通知を電子メールで送信する。

8 契約の締結

(1) 契約に関する協議

事業団は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

イ 委託業務を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に事業団の承諾を得たときは、この限りでない。

(3) 委託料の支払

委託料の支払については、原則として清算払とする。

9 その他

(1) 提案書の作成に要する一切の費用（旅費、通信費等を含む。）は、提案者の負担とする。

(2) 事業団は、企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明したものに通知することなく複製を作成することがある。

(3) 提出した申込書、企画提案書は返却しない。また、必要に応じ補足資料等を求める場合がある。

(4) 提出者は、申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙5「参加申込辞退書」を提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当するものが行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

(6) 機密保持には十分配慮するが、採択された場合には「公益財団法人新潟県環境保全事業団文書公開規程」（平成16年規程第1号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(7) 本業務で得た全ての知的財産権は事業団に帰属するものとし、事業団の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果品に対して著作権人格権を行使しないものとする。

10 スケジュール

5月9日（月）	公募開始（事業団ホームページに掲載）
5月16日（月）正午	参加申込締切
5月18日（水）	参加資格の審査・確認結果通知
5月19日（木）正午	質問締切
5月23日（月）	質問に対する回答（申込みのあった全参加者に回答）
5月30日（月）正午	企画書提出期限
～6月上旬	企画内容等審査、委託事業者決定

11 問合せ先（書類提出先）

〒950-2144 新潟市西区曾和 1182 番地

公益財団法人 新潟県環境保全事業団 新潟県地球温暖化防止活動推進センター

TEL : 025-264-2144 FAX : 025-239-5755 E-mail: eco-act@eco-niigata.or.jp

別表 1

地域の事業者の脱炭素化支援等事業プロポーザルに関する審査基準

評価項目	内容	審査の視点	配点
企画提案 内容	(1) 地域における脱炭素化に向けた動向の整理	・国や県、県内市町村の施策及び支援制度等の抽出及び整理方法が的確か	10
	(2) 中小事業者の脱炭素経営に係る取組の把握	・中小事業者の取組の抽出方法が的確か ・取組のメリットや課題等の整理の基準が本企画の趣旨に合致しているか	10
	(3) 地域特性を活かした脱炭素経営手法の検討	・脱炭素経営手法の検討方針が的確か ・地域特性を活かした脱炭素化の効果が見込める内容になっているか ・ヒアリング先の選定基準及び取組で着目すべき点が本企画の趣旨に合致しているか	20
	(4) 中小事業者のための脱炭素化取組促進ロードマップの提案	・本企画の趣旨を理解し、的確に反映されたロードマップを作成する見込みがあるか ・中小事業者にとって実現可能であり、かつ関心の高い内容のロードマップを作成する見込みがあるか	25
	(5) パンフレットの作成	・本企画の趣旨を理解し、的確に反映されたパンフレットを作成する見込みがあるか ・普及にあたっての工夫が見られ、広く県内事業者に浸透し、波及効果が見込まれるものとなっているか	20
業務遂行 能力	業務実施体制 業務実績	・業務を適正かつ確実に実施できる組織、人員、体制が整っているか ・類似業務の事業実績を有しているか ・県内事業者であるか、又は県内事業者の活用があるか	10
計画工程 積算内容	計画工程の確実性 適正な経費・費目計上	・業務の実施内容が工程の細部に反映され、無理なく、確実に業務を遂行できる工程であるか ・必要となる経費・費目がわかりやすく、過不足なく計上され、適正に積算されているか	5
合計			100